

豊中市障害福祉サービス人材確保事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の障害福祉サービスを提供する職員の確保を図り、質の高いサービスの安定供給に資するため、障害福祉サービス人材確保事業助成金の交付に関し、豊中市補助金等交付規則(昭和57年豊中市規則第15号)及び豊中市デジタル地域ポイント事業実施要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の種類)

第2条 助成金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 資格取得助成金
- (2) 就職応援助成金
- (3) 人材確保事業者助成金

(助成対象)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 資格取得助成金

- (ア) 交付申込書の提出時点で豊中市内に所在する別表1のいずれかを実施する指定事業所(以下「対象事業所」という。)に勤務している者または勤務する予定のある者
- (イ) 令和8年4月1日以降に別表2に掲げる研修(以下「対象研修」という。)を修了した者
- (ウ) 対象研修受講に係る費用を受講者本人が支払い、かつ完納している者
- (エ) 対象研修に係る他の助成を受けていない者

(2) 就職応援助成金

- (ア) 交付申込書の提出時点で豊中市内に所在する対象事業所に勤務している者
- (イ) 令和7年10月1日以降に採用され、対象事業所に勤務するとともに、同一法人が運営する事業所における勤務期間(休職期間は除く)が6箇月を経過し、かつ引き続き勤務している者
- (ウ) 対象事業所での勤務時間が週平均20時間以上であること

(3) 人材確保事業者助成金

- (ア) 交付申込書の提出時点で豊中市内に所在する対象事業所を運営している法人
- (イ) 令和8年4月1日以降に別表3に掲げる事業(以下「対象事業」という。)を実施していること
- (ウ) 対象事業に係る費用を完納していること

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 資格取得助成金 5万円(上限)か、実際に要した費用のいずれか低い額
- (2) 就職応援助成金 15万円(有資格)、5万円(有資格以外)
- (3) 人材確保事業者助成金 10万円(上限)か、実際に要した費用のいずれか低い額

2 前項第1号に規定する資格取得助成金の交付対象となる経費は、対象研修の受講に係る受講費及び教材費等(以下「受講費等」という。)とし、分割払いに伴う手数料及び修了評価不合格者の追試等に係る追加費用は含まない。

3 就職応援助成金における有資格とは、対象研修を修了していることをいう。なお、交付申込書の提

出時点で対象研修の修了日から起算して3箇月を経過したものに限る。

- 4 就職応援助成金の交付は、交付申込書の提出時点で豊中市の住民基本台帳に登録されている者は現金を助成し、登録されていない者は金額相当分のマチカネポイントを付与する。
- 5 人材確保事業者助成金の交付対象となる経費は、採用活動にかかった実費分のみを対象とし、完全無料型で一切の費用が発生しない場合は対象外とする。
- 6 助成金の交付は、各助成金につき、会計年度内1回のみとする。なお、会計年度とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。

(交付申込及び請求)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、次の書類を添えて市長に申し込まなければならない。

(1) 資格取得助成金

- (ア) 障害福祉サービス人材確保事業助成金交付申込書兼請求書(個人用)(様式第1号)
- (イ) 対象研修を修了したことを証する書類の写し
- (ウ) 対象研修の受講費等の領収書の写し
- (エ) その他市長が必要と認める書類

(2) 就職応援助成金

- (ア) 障害福祉サービス人材確保事業助成金交付申込書兼請求書(個人用)(様式第1号)
- (イ) 対象研修を修了したことを証する書類の写し(有資格のみ)
- (ウ) 勤務証明書(様式第3号)
- (エ) その他市長が必要と認める書類

(3) 人材確保事業者助成金

- (ア) 障害福祉サービス人材確保事業助成金交付申込書兼請求書(法人用)(様式第2号)
- (イ) 対象事業の支出等の領収書の写し
- (ウ) 対象事業の実施を証明する資料の写し
- (エ) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定等)

第6条 市長は、前条に規定する書類が提出された場合は、これを審査し、適当と認めるときは、障害福祉サービス人材確保事業助成金交付決定通知書(様式第4号)により、申込者に通知し、助成金を交付するものとする。

- 2 前項の場合において、交付が不適当と認めるときは、障害福祉サービス人材確保事業助成金不交付決定通知書(様式第5号)により、申込者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第7条 市長は、前条の規定による交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消すとともに、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その全部または一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付を受けたとき。
- (2) その他市長が相当の理由があると認めるとき。

(指示及び検査)

第8条 市長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、第6条第1項の規定に基づき助成金の交付を受けた者に対し、随時、当該助成金について必要な指示をし、又は検査をすることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

別表1（第3条関係）

区分	No.	サービス種類
障害福祉サービス	1	居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護含む）
	2	生活介護
	3	療養介護
	4	就労移行支援
	5	就労継続支援（A型・B型）
	6	就労定着支援
	7	自立訓練
	8	短期入所
	9	共同生活援助
	10	自立生活援助
	11	施設入所支援
	12	相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）
	13	就労選択支援

別表2（第3条関係）

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項各号に掲げる研修のうち、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程
指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）第1条第4号に規定する障害者居宅介護従業者基礎研修、第5号に規定する重度訪問介護従業者養成研修、第6号に規定する同行援護従業者養成研修、第7号に規定する行動援護従業者養成研修
『指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの』（平成24年3月30日厚生労働省告示第227号）第2号に規定する相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員養成研修
『強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）』（令和5年4月28日厚生労働省告示障発0428第2号）に規定する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年5月26日法律第30号）附則第17条および社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年法律第30号）附則第4条に規定する喀痰吸引等研修

別表3（第3条関係）

No.	対象事業
1	チラシ等に情報を掲載した広告宣伝費
2	就職説明会の会場使用料
3	就職情報 Web サイトを利用するための手数料
4	人材紹介会社への手数料
5	その他、上記の費用に準じると市が認めたもの

※食糧費、光熱水費、交際費、事業所業務外での経費は対象外とする。

※採用活動に係る経費が発生しない場合は対象外とする。